

一般社団法人千葉県環境保全協議会長 様

千葉県環境生活部長  
(公印省略)

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。)  
第 1 4 条の 3 の 2 の規定により、下記のとおり行政処分を行ったので通知します。

記

1 被処分者

住 所 千葉県習志野市実籾五丁目 2 3 番 1 8 号  
名 称 第一地所株式会社  
代 表 者 代表取締役 神田浩二

2 許可内容

許可の種類 産業廃棄物収集運搬業  
許可の番号 第 0 1 2 0 0 1 6 5 9 7 1 号  
許可年月日 平成 2 9 年 6 月 2 日  
事業の区分 収集・運搬 (積替・保管を除く。)

3 処分年月日 平成 3 0 年 4 月 2 6 日

4 行政処分の内容

許可の取消し

5 行政処分の理由

千葉県印旛地域振興事務所長は、第一地所株式会社に対して、法第 1 9 条の 3 (改善命令) の規定により、平成 2 9 年 7 月 1 0 日付け改善命令書によって、千葉県印西市萩原字権現堂 1 9 8 2 番、1 9 8 5 番、1 9 8 6 番及び 2 0 1 3 番 2 に堆積又は埋設されている木くず、廃プラスチック類、及び工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物等の産業廃棄物の全量を撤去し、適正に処分すること (以下「当該措置」という。) を命じ、その履行期限を平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日と定めた。

千葉県印旛地域振興事務所長は、同社が上記履行期限経過後においても当該措置に着手しなかったことから、同年 1 0 月 2 4 日、平成 3 0 年 1 月 2 4 日及び同年 2 月 2 7 日に、早急に当該措置を講ずるよう催告したが、同社は同年 3 月 8 日に至るまで当該措置を講じていない。

上記事実は、改善命令について定めた法第 1 9 条の 3 の規定に違反するため、同社は、法第 1 4 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号に該当した。

【担当】

千葉県環境生活部廃棄物指導課  
監視指導室

TEL 0 4 3 - 2 2 3 - 2 6 8 4